

継体天皇の系譜考

久保田英文

はじめに

継体天皇は、太平洋戦争後、応神天皇五世というその特異な出自が議論の対象になった。『日本書紀』は、継体天皇の父親の彦主人王を誉田天皇（応神）四世の孫、母親の振媛を活目天皇（垂仁）七世の孫としている。しかし、その系譜については何も記していない。一方、『古事記』も継体を「品太天皇（応神）五世之孫」と伝えている。『古事記』も、『日本書紀』同様に系譜は不明である。『記紀』の記述には、応神天皇から継体天皇に至る六世代の系譜は述べられていない。

一方、『釈日本紀』（巻十三）所引の『逸文上宮記』に「一云」として載せられている「継体天皇出自系譜」に、継体天皇の系譜が述べられているのだが、この『逸文上宮記』は、記紀の欠を補うために後世造作したものとして、これを疑う説が流行した。それは、『記紀』に応神五世孫とだけ見えて、その世系を示していないので、後から造作して古めかしく見せたものだというのが、『逸文上宮記』の記事に対する大方の批判だった。

この批判の上に立って、継体の出自についても、近江または越前を基盤として、「風を望んで北方より立った豪族の一人」⁽²⁾で、応神五世孫⁽¹⁾というのは仮構にすぎないとする見解や、継体とかかわり深い近江に本拠を置き、『記紀』の王統譜に幾重にもからまつて登場し、天武朝に皇親氏族に与えられる真人をいち早く賜姓された息長氏こそ、継体の出身氏族とする見解⁽³⁾も出されている。これらのヤマト王権とは無関係な地方豪族が実力で大王位を篡奪し、現皇室にまで連なる新王朝を創始したとする王朝交替説と、それ以前の大王家と血縁関係のある傍系の王族（皇族）の出身であるという『記紀』の記述を支持する説があって、継体天皇とこれまでの大王家との血縁関係については現在も議論がある。

しかし、現在では、以下に述べるように『逸文上宮記』「一云」の継体天皇出自系譜が古いものだと考証されたため、王朝交替説は退潮し、『記紀』の記述を支持して応神天皇五世の孫とする説が通説となっている。

一 通説の成り立ち

問題の継体の系譜を述べる『逸文上宮記』に「一云」として載せられている「継体天皇出自系譜」の全文を掲載する。

上宮記曰。一云。凡牟都和希王、娶【ニ至】侯那加都比古女子、名弟比賣麻和加、生兒若野毛二侯王。娶母恩己麻和加中比賣、生兒大郎子、一名意富富等王、妹踐坂大中比彌王、弟田宮中比彌、弟布遲波良已等布斯郎女四人也。此意富富等王、娶中斯知命、生兒乎非王。娶牟義都國造、名伊自牟良君女子、名久留比賣命、生兒汗斯王。

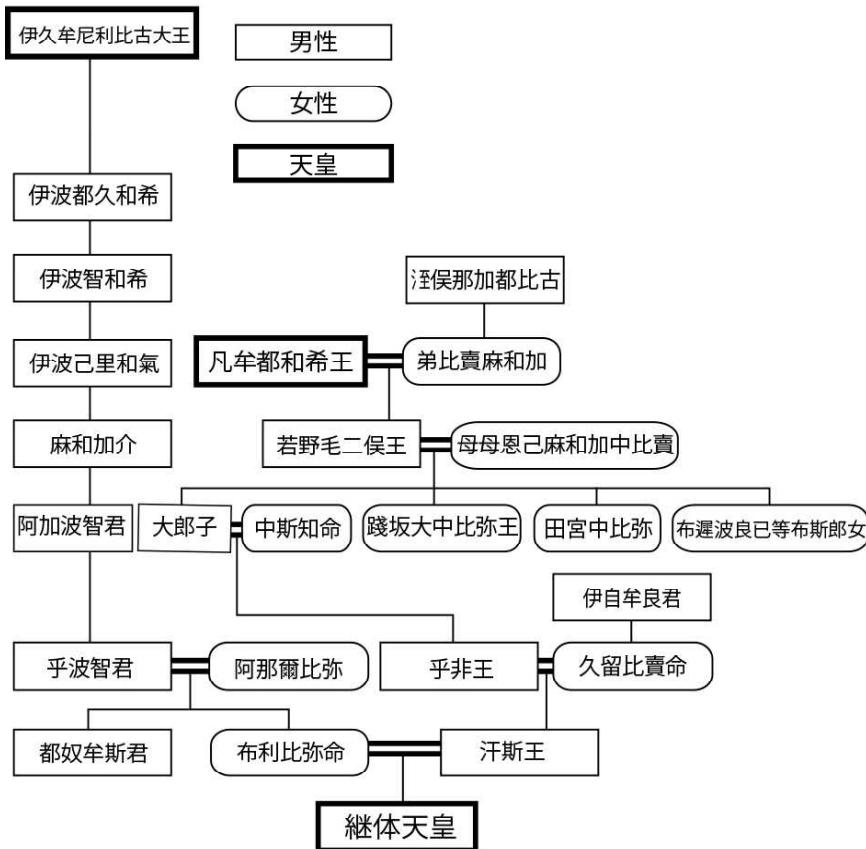
娶伊久牟尼利比古大王、生兒伊波都久和希、兒伊波智和希、兒伊波己里和氣、兒麻和加介、兒阿加波智君、兒乎波智君。娶余奴臣祖、名阿那爾比彌、生兒都奴牟斯君、妹布利比彌命也。

汗斯王坐彌乎國高嶋宮時、聞此布利比賣命甚美女、遣人召上自三國坂井縣、而娶所生、伊波礼宮治天下乎富等大公王也。

父汗斯王崩去而後、王母布利比彌命言曰、「我獨持抱王子、无親族部之國、唯獨難養育〈比陁斯奉之云〉」。爾將下去於在祖三國命坐多加牟久之村也。

(『釈日本紀』卷十三、述義九、第十七「男大迹天皇」条所引)

この『逸文上宮記』「一云」の系譜を系図にして次に掲げる。



上宮記による継体天皇系図

『逸文上宮記』「一云」の系譜には、「凡牟都和希王」を始祖とする父系系譜と垂仁天皇を始祖とする母系系譜が明らかにされている。この系譜は、他に傍証のない部分を含んでいて考証が困難だが、一見して古色蒼然、非常に古い時代の制作と感じられる。この『逸文上宮記』「一云」の「継体天皇出自系譜」の文章については、これまで多くの先学によって、字の使い方や文体等の分析が進められてきたが、とりわけ黛弘道氏の詳細な研究によって、厳密な本文批判が為された。⁽⁴⁾

黛弘道氏によると、本文批判の結果、『逸文上宮記』の文章が、『記紀』以後に述作されたというような新しいものでないことは、その用字法からして明瞭である。用字法はどうしても時代の趨勢に拘束され、後から古めかして造るのはかなり難しい業であるし、わざわざ、そこまで気を遣ったと考えなくともよい。ともかく用字法からいえば、継体

天皇の世系は記紀編纂以前から『上宮記』によってわかっていたと考えることができる
⁽⁵⁾
という。

また、横田健一氏は、用字法の研究を行い、『上宮記』が、大化改新から奈良時代初期にかけてのころにつくられた書ではないかと考えた。『釈日本紀』所引の『逸文上宮記』「一云」⁽⁶⁾は、それよりもさかのぼり、あるいは推古朝前後に成立したものではあるまい
かという。

このようにして、『逸文上宮記』「一云」の文章については、その成立がたいへん古く、おそらく推古朝ないし大化前代の遺文である可能性が強いとされるに至った。そして、『上宮記』⁽⁷⁾という本は書紀編纂の参考に供された資料とみるべきであろうと言われる。

また、作成主体についても蘇我氏の関与を重視する見解が出されている。
⁽⁸⁾
異見もあるが、「一云」の系譜が用字の面で記紀以前の古態をとどめている点は否定しがたく、加えて、天皇号が用いられていないということも考慮すべきであって、これらを勘案すれば、差し当たっては、これを推古朝修史の圏内で捉えるのが基本となってい
⁽⁹⁾
る。
⁽¹⁰⁾

このようにして『逸文上宮記』「一云」は信頼できるという意見が一般的になり、『逸文上宮記』「一云」を信頼した上で、『逸文上宮記』「一云」の系譜による繼体天皇の父方の始祖である「凡牟都和希王」をホムタワケオウと読んで、応神天皇の事だとし、その四世の孫が父親の汗斯王だとする一方、母方の始祖を垂仁天皇とし、その垂仁天皇七世の孫が母親の振媛だとする通説が支配的となった。

通説が、「凡牟都和希王」をホムタワケオウと読んで、応神天皇の事だとするのは、『記紀』が共に繼体天皇を応神天皇五世の孫とすることと、「一云」の系譜で凡牟都和希王の子とされる若野毛二俣王は、『記紀』共に応神天皇の子とすることがその理由である。

次妃河派仲彦女。弟媛。生稚野毛二派皇子。〈派。此云摩多。〉

(応神天皇紀二年三月三日条)

又娶昨侯長日子王之女。息長眞若中比賣。生御子。若沼毛二俣王。〈一柱。〉

(応神天皇記)

『古事記』には若野毛二俣王の子の代も『逸文上宮記』とほぼ一致する記述が有る。

又。此品陀天皇之御子。若野毛二俣王。娶其母弟。百師木伊呂辨。亦名弟日賣眞若比賣命。生子。大郎子。亦名意富富杼王。次忍坂之大中津比賣命。次田井之中比賣。

次田宮之中比賣。次藤原之琴節郎女。次取〈上〉賣王。次沙禰王〈七王〉。

(応神天皇記)

黛弘道氏も文章全体から考えて、ホムタワケとよむべきだとする。
⁽¹¹⁾

よって、「凡牟都和希王（応神天皇）→ 若野毛二侯王→ 大郎子→ 乎非王→ 汗斯王（彦主人王）→ 乎富等大公王（繼体天皇）」となり、『逸文上宮記』「一云」も『記紀』と同じく繼体天皇が応神天皇五世の孫だとされている。

しかし、『逸文上宮記』「一云」の系譜上の「凡牟都和希王」を応神天皇と解し、『記紀』の言うように、繼体天皇を父系で応神天皇五世の孫、母系で垂仁天皇八世の孫とすると、重大な疑問点二つと九つの疑問点、計十一の疑問点が生じる。

二 通説に従った繼体天皇の出自

十一の疑問点を表す前に、通説に従って、『逸文上宮記』「一云」を解釈して、通説に従った繼体天皇の出自を明らかにしておきたい。

まず、母方、振媛の系譜である。母系系譜では、近江湖西地方の豪族三尾氏の存在が重要になる。「伊久牟尼利比古大王（垂仁）→ 伊波都久和希→ 伊波智和希→ 伊波己里和氣→ 麻和加介→ 乎波智君→ 布利比弥命」と続くこの系譜の、最初の三代が『記紀』の三尾氏の祖先系譜にみえる名前と一致するからである。

三尾氏の祖先系譜は『日本書紀』の垂仁天皇三四年三月二日条に見え、ここでは垂仁の皇子、磐衝別命が三尾氏の先祖であると記されている。『古事記』の垂仁記も同様に石衝別王を三尾君の祖と記す。磐衝別命、石衝別王は「上宮記一云」の伊波都久和希と全く同名である。次に『日本書紀』の景行天皇四年二月十一日条には「三尾氏磐城別」という名前がみえるが、これも『逸文上宮記』「一云」の伊波智和希とほとんど同じである。こうした名前の一一致からして、『逸文上宮記』「一云」の母系系譜は、基本的には三尾氏の系譜であると推定される。⁽¹²⁾

この三尾氏の本拠は近江高島郡とするのが通説的理解であるが、越前国坂井郡水尾郷⁽¹³⁾周辺にそれを求める米沢康氏の見解が出た。また、山尾幸久氏は、越前から近江に本貫地を移したとした。これらの三尾氏越前本拠説は、一時、有力となつたが、水谷千秋氏⁽¹⁴⁾が有効に反論し、通説的理解を覆すことはできなかった。⁽¹⁵⁾

ところで、『逸文上宮記』「一云」では、繼体の母方の祖母、阿那爾比弥は余奴臣（ヨヌノオミ）の祖とされる。余奴臣は越前国江沼郡の豪族で、『記紀』にみえる江沼臣のことである。石川県小松市の古窯から出土した土器に「与野評」と記されており、これはのちの江沼郡となるヨヌということが分かった。⁽¹⁶⁾また、奈良時代には、この地を「四沼（ヨヌ）」と読んでいた。江沼臣、すなわち江野財臣は、『古事記』の武内宿禰後裔氏族の一つである。⁽¹⁷⁾

一方、『逸文上宮記』「一云」には振媛の「祖三国命」という表記がある。この「三国

命」について、「一云」の系譜上に相当する者があるかどうか検討してみる。そこで注目されるのが前述の余奴臣である。余奴臣の本拠である石川県旧江沼郡は石川県の最南部であるとともに、福井県坂井郡旧三国町は福井県の最北部に近く、福井県と石川県は南北に隣接しているので、江沼と三国は近い。余奴臣から嫁をもらって縁者となり、その者自身かその子孫で江沼の近くの三国に土着した者が、三国命ではないかと考えられる。

「一云」を見てみると、「乎波智君が、余奴臣の祖で、名は阿那爾比弥を娶って生んだ児が都奴牟斯君で、〔汎斯王が〕その妹の布利比弥命を娶った。」とあるから、阿那爾比弥を娶った乎波智君が三国命ではないかと一応考えられる。しかし、阿那爾比弥は余奴臣の祖である。阿那爾比弥自身の出自は定かでは無く、その子孫が余奴臣の子孫に縁づいて余奴臣を継いだということになるので、乎波智君は三国命ではないだろう。

次に、乎波智君よりも、三国命に相応しい者が『逸文上宮記』「一云」の系譜に居る。乎非王である。「一云」に「此の意富富等王が、中斯知命を娶って生んだ児は乎非王である」。その「中斯知命」であるが、ナカシチの音から中七命に通じ、一から七の中央の値は四であるから、中七命は四命（ヨンノミコト）、すなわち余奴命（ヨノミコト）と解釈できる。そして、意富富等王については応神記に三国君・波多君・息長君・酒田酒人君・山道君・筑紫之末多君・布勢君等の祖とある。よって、意富富等王の子である乎非王が三国命であっておかしくない。意富富等王が江沼の余奴臣から余奴命（中斯知命）を嫁にもらい、その間に生まれた乎非王が江沼に近い三国に土着して三国命となつたと考えられるのである。

そして、「一云」には「〔乎非王が〕牟義都国造、名は伊自牟良君の女子で、名は久留比賣命を娶って生んだ児が汎斯王である。」とある。牟義都国造が継体の父方の祖母、久留比売命の実家として表れる。この牟義都国造は美濃国武儀郡を本拠とする、君姓を名乗る豪族である。『記紀』にみえる牟義都公、すなわち牟宜都君（『古事記』「景行記」⁽¹⁸⁾・身毛津君（『日本書紀』景行天皇四〇年七月十六日条）のことらしい。

しかし、継体系譜関連文献には「牟義都國造」の名を除いて美濃のことは出て来ない。「牟義都国造、名は伊自牟良君の女子で、名は久留比賣命」は、乎非王、すなわち三国命に嫁入りしたのだろう。従つて、汎斯王は系譜からすれば三国命の子であり、越前出身ということになる。継体も父方は越前出身ということになる。以上、整理すれば、通説に従つて『逸文上宮記』「一云」を解釈すると、継体天皇の父方は越前出身、母方は近江出身となる。

丙寅。遣臣・連等、持節以備法駕。奉迎三国。

（継体天皇紀元年正月六日条）

『日本書紀』も繼体天皇を越前三國出身とする。

三 通説に対する重大な疑問点とその新たな答え

通説には、重大な疑問点が二つある。その二つについて検討しよう。

1. そもそも、「凡牟都和希王」を応神天皇と解することができるのかという問題。ホムツワケと読め、ホムタワケ（応神天皇）とは読めないのではないか。⁽¹⁹⁾

「凡牟都和希王」の「都」を「タ」と読めるとする志水正司氏の説がある。「一云」が推古朝の時代に成立したので、「都」は上古漢語音で読み、上古漢語音では tag なので、「タ」と読めるとする。しかし、後述のように私見によると、「凡牟都和希王」が記載されたのは、『日本書紀』編纂時になる。上古漢語音で読む時代ではなくなる。それに、推古朝の時代に成立したことを理由とするなら、他に「一云」に出て来る「都」も、同様に皆「タ」とよむこととなってしまう。

都をタとよむ明証は無く、都は万葉集でツの仮名として常用されている。「凡牟都和希王」をホムタワケ王とよむ説は、同じ系譜中の【ニ至】侯那加都比古を【ニ至】侯ナカツヒコとよんでいることなど勝手な訓法と言うほかはない。吉井氏の指摘するように、「伊波都久和希」「都奴牟斯君」「牟義都国造」などの「都」がそろってツにあてられていることからすれば、志水正司氏の訓み方は成り立ちにくい。やはり「凡牟都和希」はホムツワケとするしかない。⁽²⁰⁾

「都」を誤記だとする説もある。しかし、記紀の記事の量に見られるように誉津別命は重要人物であった。応神天皇も大王なので、当然、重要人物である。この二人が誉津別と誉田別という名を持ち、津（ツ）と田（タ）の違いが二人を分けるのだから、当然、そこには注意が払われるはずであり、漫然と「都」が書かれたはずはないと考えるので、誤記説には賛成できない。⁽²¹⁾

では、凡牟都和希王が誉田別尊の別名とすることはできないか。奥田尚氏によれば、「都」のよみ方よりも重要なのは、垂仁皇子のホムツワケが『古事記』では「品牟都和氣」と表記されていることで、『逸文上宮記』の表記と比較すれば、「品」と「凡」・「氣」と「希」が相違するに過ぎないことである。『逸文上宮紀』の凡牟都和希がホムタワケとよめるのなら、『古事記』の垂仁皇子の凡牟都和氣もホムタワケとよめる。『逸文上宮記』のそれがホムツワケなら、『古事記』のそれもホムツワケとよめる。いずれにせよ、『逸文上宮記』の凡牟都和希と『古事記』の品牟都和氣は同一人の異表記とみなすべきものである。また『古事記』垂仁記の物語部分では品牟都和氣命は本牟智和氣御子と記され、対応する『日本書紀』では誉津別命である。これらからみれば、凡牟都和希王・品牟都

和氣命・本牟智和氣御子・誉津別命は、同一人物の異表記である。凡牟都和希王は、すなわち誉津別命と同一人物だということになる。⁽²³⁾

次に、この誉津別命が誉田別尊（応神天皇）と同一人物と解せないか見てみよう。奥田尚氏は、『逸文上宮記』で「凡牟都和希王・品牟都和氣命・本牟智和氣御子・誉津別命」の子が、「若野毛二俣王」であり、『記紀』共に「若野毛二俣王」を応神天皇の子としていることから、応神天皇と同一人物とする。しかし、『記紀』共に、誉津別命と応神天皇を別々の人生を送り、別々の伝承を持つ別人としており、同一人物と解することはできないと考える。凡牟都和希王は応神天皇とは別人の誉津別命のことである。

『記紀』は継体が応神の裔たることを主張したのであるが、『逸文上宮記』「一云」ではその応神にあたる存在は「凡牟都和希王」、すなわち誉津別命となっていた。『逸文上宮記』「一云」において、継体の祖が誉津別命なっている厳たる事実は動かせない。『記紀』の記述とこの『逸文上宮記』「一云」との記述の相違を我々はいかに理解すべきであろうか。その答は一つしかない。継体がその祖にかけた王朝の始祖的存在に二通りの伝承が存在したのである。一つはホムツワケ王、一つはホムタワケすなわち応神であった⁽²⁵⁾と、吉井巖氏は言う。

吉井氏のように継体の始祖には二通りの伝承が存在し、「凡牟都和希王」を「ホムツワケ」と読んで、応神天皇ではなく垂仁天皇の第一皇子である誉津別命（ホムツワケノミコト）とする説に対しては、次の二つの批判が当てはまる。

- a. 系譜上の始祖には天皇を据えるのが普通であり、母系の始祖には垂仁を据えているにも拘らず父系には書かないというのは不可解である。
- b. 父親が五世代、母親が八世代と世代の異なる共に垂仁の子孫ということになるため、不自然と言える。

そして、吉井氏は「答えは一つしかない」というが、私は答えの候補が他にあると考える。そもそも誉津別命は垂仁天皇の皇子である。応神天皇と誉津別命はあくまで別人と考えた上で、或る重大な事を暗示するために、系譜上の応神天皇の位置に「凡牟都和希王」を置いたと考える説である。「凡牟都和希王」とは、誉津別命のことと考えた上で、『逸文上宮記』の系譜上、応神天皇の位置に置かれているのは、父方とされる応神天皇の系統が母方とされる垂仁天皇（誉津別命の父親）の系統と実は入れかえられていることを暗示するという新説である。入れかえられた理由は、継体天皇は本当は垂仁天皇を始祖とするが、遠すぎるので、より近い応神天皇を始祖とするためである。この新説は、通説のもう一つの重大な問題的回答にもなっている。もう一つの重大な問題へと進もう。

2. 通説に従い『逸文上宮記』「一云」を見ると、継体の母方系譜が「垂仁天皇→伊波

都久和希→伊波智和希→伊波己里和氣→麻和加介→阿加波智君→乎波智君→振媛→乎富等大公王（繼体天皇）となる。繼体天皇は、母系では垂仁天皇八世の孫、垂仁天皇から繼体天皇までは九世代となる。しかし、『記紀』の系譜で世代を数えると、垂仁天皇から繼体天皇までは、「垂仁天皇→景行天皇→日本武尊→仲哀天皇・神功皇后→応神天皇→仁徳天皇→允恭天皇→雄略天皇・市辺押磐皇子→清寧天皇・仁賢天皇→武烈天皇・繼体天皇」となり、繼体天皇は垂仁天皇の九世の孫、垂仁天皇から繼体天皇までは十世代となる。

そこに一世代の差が認められるのであるが、系譜のいわば根幹をなす世代数の違いは重大視すべきだとして、西條勉氏は次のように論じる。この一世代の差をどう説明するのか。まず、このずれの出所を尋ねてみると「凡牟都和希と応神」「若野毛二俣王と若沼毛二俣王」「妹践坂大中比彌王と忍坂之大中津比売命」の対応が、それぞれ応神、仁徳、允恭の各世代に位置していることは明らかであり、また、繼体を応神の五世孫とする記紀の記述も「一云」における繼体父系の世代数と一致するので、一世代の差は垂仁天皇～仲哀天皇の間で生じていると判断される。暦法の未発達な古代社会において親子という血の自然性で連綿する世代数の観念は、同時に歴史の深さを計る尺度にもなっていたはずであり、「一云」に世代の省略があるとは思えない。これを裏付けるのが『日本書紀』の「男大迹天皇は、誉田天皇の五世孫、彦主人王の子なり。母を振媛と曰す。振媛は活目天皇の七世孫なり」（繼体即位前紀）という記述だろう。フルヒメが垂仁七世孫とされているわけであるが、フルヒメを『記紀』の現行系譜で垂仁の子孫に位置付けるとするなら八世孫となるべきであるから（「垂仁天皇→景行天皇→日本武尊→仲哀天皇・神功皇后→応神天皇→仁徳天皇→允恭天皇→雄略天皇・市辺押磐皇子→清寧天皇・仁賢天皇・振媛」）、この「七世孫」という『日本書紀』の記述は「一云」の方（「垂仁天皇→伊波都久和希→伊波智和希→伊波己里和氣→麻和加介→阿加波智君→乎波智君→振媛」）とかみ合う。

のことから、西條勉氏は『日本書紀』が参照したのは、垂仁～繼体を九世代（垂仁～仲哀→三世代、応神～繼体→六世代）とする記紀以前の系譜であったという。しかし、この一代のズレは新説で解消することができる。

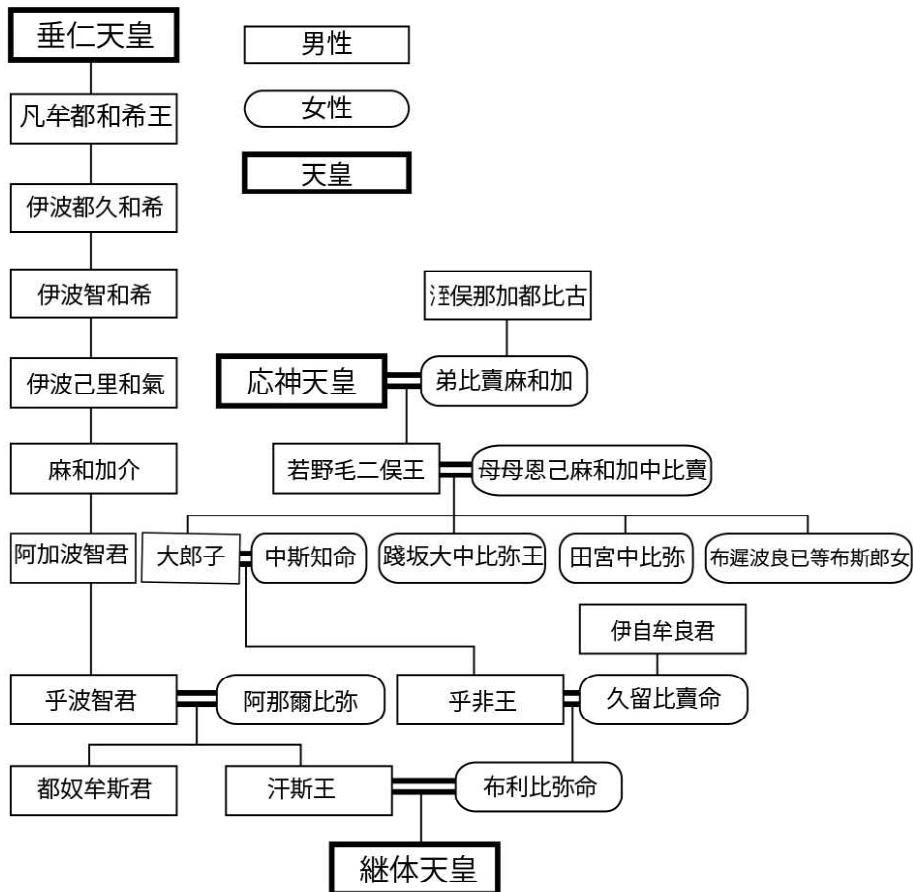
『逸文上宮記』「一云」の系譜では、本来、応神天皇のあるべき位置に、誉津別命が置き換えられていることになる。その誉津別命は「一云」の繼体天皇系譜に現れることからして繼体天皇の関係者であると分かる。「一云」繼体天皇系譜内における誉津別命の本来あるべき位置は、誉津別命が垂仁天皇の皇子であることから、『逸文上宮記』「一云」の垂仁天皇を始祖とする母系の系譜である。「一云」の垂仁天皇から磐衝別や振媛を経て

繼体天皇に至る母系の系譜に現れなければならなかつた。それが、応神天皇を始祖とするはずの父系の系譜に応神天皇の代わりに登場する。この誉津別命を本来の位置に戻す。

「一云」の母系は 「垂仁天皇→誉津別命→ 伊波都久和希→ 伊波智和希→ 伊波己里和氣→ 麻和加介→ 阿加波智君→ 乎波智君→ 振媛→ 繼体天皇」となる。

このようにすると、新説では繼体天皇の父方となる垂仁天皇を始祖とする三尾氏系譜に、誉津別命一代が挿入され加えられて十世代となり、『記紀』の系譜の十世代と一致する。

新説に基づいて、父方の系譜と母方の系譜を入れかえると共に誉津別命を本来の位置に戻して、『逸文上宮記』「一云」の系譜を再構成すると、次のような系図になる。



私見による継体天皇系図

この新説に従う系図（「私見による繼体天皇系図」）の系譜を「一云の原型系譜」と呼ぶ。この「一云の原型系譜」には、黛氏等が『逸文上宮記』「一云」について言うことが当てはまり、推古朝頃には成立していたと考える。それが、『古事記』に見られるように、天武天皇の欽定により、繼体天皇を応神天皇五世の孫とすることが決まった。『日本書紀』が振媛を垂仁天皇七世の孫と言うことで分かるように、『日本書紀』編纂の段階に至って、「一云の原型系譜」における繼体天皇の父方の系譜と母方の系譜を入れかえた上で、入れかえ後の母系から誉津別命を抜き出して、応神天皇の位置に置く系譜の作成が行われた。これが『逸文上宮記』「一云」の系譜である。『日本書紀』編纂後、原則として一次資料は秘密隠しのために廃棄されたが、例外として一次資料の中の重要なものが秘密を

暴くことのできる鍵を遺すために作られた『上宮記』に収められた。その重要な一次資料には、「一云」の系譜も含まれた。そして、『上宮記』は、密かに伝えられていたのだと考える。

四 新説の説明

「凡牟都和希王」を「ホムツワケ」と読んで、応神天皇ではなく垂仁天皇の第一皇子である誉津別命とする説に対する批判に、新説の立場から、答えてみよう。

a. に対しては、父系に応神天皇の名を掲載しなかったのは、父方の系譜と母方の系譜を入れかえたことを暗示するために、系譜上の応神天皇の位置に「凡牟都和希王」（誉津別命）と書いた。

b. に対しては、新説による「一云の原型系譜」では、繼体天皇は、父系では垂仁天皇九世の孫、母系でも垂仁天皇九世の孫となって何れも十世代で一致し、不自然さは無い。

父系は、「垂仁天皇（始祖）→ 誉津別命→ 伊波都久和希→ 伊波智和希→ 伊波己里和氣→ 麻和加介→ 阿加波智君→ 幸波智君→ 汗斯王→ 幸富等大公王（繼体天皇）」。

母系は、「垂仁天皇→ 景行天皇→ 日本武尊→ 仲哀天皇・神功皇后→ 応神天皇（始祖）→ 若野毛二俣王→ 大郎子→ 幸非王→ 振媛→ 幸富等大公王（繼体天皇）」。

新説では、磐衝別を誉津別命の子と解することになるが、磐衝別は『記紀』によると、垂仁天皇の子となっている。まず、『日本書紀』の記事を見てみよう。

三十四年春三月乙丑朔丙寅。天皇幸山背。時左右奏言之。「此国有佳人。曰綺戸辺。姿形美麗。山背大国不遜之女也」。天皇於茲執矛祈之曰。「必遇其佳人。道路見瑞」。比至于行宮。大龜出河中。天皇舉矛刺龜。忽化為白石。謂左右曰。「因此物而推之。必有驗乎」。仍喚綺戸辺納于後宮。生磐衝別命。是三尾君之始祖也。先是娶山背苅幡戸辺。生三男。第一曰祖別命。第二曰五十日足彦命。第三曰胆武別命。五十日足彦命。是子石田君之始祖也。

（垂仁天皇紀三十四年春三月二日条）

次に、『古事記』を見てみよう。

又娶山代大國之淵之女。苅羽田刀辨。〈此二字以音〉。生御子。落別王。次五十日帶日子王。次伊登志別王。〈伊登志三字以音〉。又娶其大國之淵之女。弟苅羽田刀辨。生御子。石衝別王。……次石衝別王者。〈羽咋君。三尾君之祖。〉

（垂仁天皇記）

『古事記』は石衝別王の母親を「弟苅羽田刀辨」、すなわち姉である「苅羽田刀辨」の妹としか記していない。『日本書紀』の「綺戸辺」を娶ったのは、垂仁天皇ではなく、誉

津別命と考える。私見によれば晩年の時の垂仁天皇は、皇子の誉津別命にも妃を与えて、子が生まれるか、跡継ぎたり得るか試したと解せるのだ。また、『日本書紀』の「茹幡戸辺」は「綺戸辺」と同一人物だろう。「かりはたとべ」と「かにはたとべ」は一音違うだけで、よく似ている。誉津別命は、「茹幡戸辺=綺戸辺」を娶って、三人の子を産ませたということになる。すると、「一云の原型系譜」どおり、磐衝別命は誉津別命の子となる。『記紀』は誉津別命の子孫について示す所が無いので、かかる推測も許されると考える。

そして、『日本書紀』の言う「祖別命」が磐衝別命だろう。「祖別命」は祖である別の命と読み、現王統の祖である別命と解せられ、繼体天皇の祖の一人である磐衝別命に相応しい。また、大龜の伝承も現王統の祖の一人である別命、すなわち誉津別命と磐衝別命の父子に相応しい。その誉津別命が、なぜ、『逸文上宮記』「一云」において、系譜上の応神天皇の位置に置かれているのかということの理由が、父方の系譜とされる応神天皇の系統が、母方の系譜とされる垂仁天皇（誉津別命の父親）の系統と実は入れかえられた結果だということを暗示するためである。

また、『釈日本紀』の『逸文上宮記』「一云」による系譜には卜部兼方が作成した系図を添えてあるが、これが甚だしい誤りであることは本居宣長が夙に指摘している。しかし、『逸文上宮記』の文章と明らかに矛盾する系図を過失で作成して掲載したとは思えない。

『釈日本紀』の系図の注には

兼方案レ之。繼体天皇之祖考。上宮記之外。更無ニ所見ニ。仍就ニ彼記ニ注レ之。母后。如ニ古事記ニ者。彦主人王之妹也。

ともある。そこには何らかの意図があつて、故意に『逸文上宮記』の文章と明らかに矛盾する系図を作成したのではないか。その卜部兼方が作成した系図では、繼体の父である汗斯王と母である振媛とが異母兄妹で共に凡牟都和希王の子孫とされている。これは、母の振媛が、凡牟都和希王すなわち『記紀』の記述にそのまま従うと応神天皇、その人を始祖とする子孫と言いたかったのではないかと考えられる。

五 通説のその他の疑問点

通説には他にも疑問点がある。それらを指摘しよう。

3. 凡牟都和希王が応神天皇ならば、『逸文上宮記』「一云」において、より古い時代の垂仁天皇が「伊久牟尼利比古大王」となっているのに、より新しい時代の応神天皇が「凡牟都和希大王」となっていないのはなぜか。
4. 足仲彦天皇（仲哀天皇）の五世の孫の倭彦王が応神天皇五世の孫の繼体天皇よりも

先に迎えられたのはなぜか。応神天皇の五世の孫である継体の方が、仲哀天皇五世の孫である倭彦王よりも仁徳系王統に血縁が近いのに。

5. 継体天皇が応神天皇五世の孫ならば、なぜ、『記紀』には応神天皇から継体天皇に至る系譜が出てこないのか。

(28)

これに対して、黛弘道氏は言う。これまで、天皇の孫が見出されて即位した顯宗・仁賢両天皇の例が特殊なケースとしてあったが、天皇の五世孫という疎遠な皇親が皇統を継承した例はないから、ここは五世代を克明に挙げる煩を避けたと考えればよい。『日本書紀』の場合、系図一巻が添えられた事実を忘れてはなるまい。継体天皇の世系は必ずやこの系図の中に示されたに違いないのであり、『上宮記』はむしろその参考に供された資料とみるべきだと言う。しかし、大事な現皇統の祖先系譜を掲載する煩を厭うたとは考えにくい。また、系図一巻については一片の遺文も遺されていない。その存在が疑われる。日本書記は多くの事を隠している。系図があれば、その隠していることが一目瞭然となる。そのようなものを日本書記編纂者が遺したとは考えにくい。

他方、『古事記』の場合はどうか。『古事記』に「系図一巻」のようなものは元々無い。なぜ『古事記』にも継体の系譜が明記されていないのか。「武烈天皇記」の記事では、継体は手白髪皇女との婚姻によって王位を継承した、入り婿としてのニュアンスの表現がされている。だから、ここでは継体に重きをおかず、その出自についても詳細は省略したのだろうと塚口義信氏は述べる。⁽²⁹⁾ これに対しても、『日本書紀』と同様に、『古事記』は父系血統を重視して天皇の系譜を書き連ねている。継体天皇だけ、煩を厭ったと考える事はできない。他に理由を求めるべきである。

6. 『逸文上宮記』によれば、振媛の「祖三国命」であるのに、振媛の系譜に越前の三国命が見えず、汗斯王の系譜に越前の三国命が見えるのはなぜか。

7. 『日本書紀』は継体天皇を越前出身とするのに、『古事記』は近江出身とする。継体は出生地が近江三尾で幼年の時、居住しただけで、越前三国出身と解されるのに、なぜ、『古事記』は近江出身とするのか。

8.

天皇父聞振媛顏容姪妙甚有嫩色。自近江国高嶋郡三尾之別業。遣使聘于三国坂中井。

〈中。此云那。〉納以為妃。

(継体天皇即位前紀)

汗斯王坐彌乎國高嶋宮時、聞此布利比賣命甚美女、遣人召上自三國坂井縣、而娶所生、伊波礼宮治天下乎富等大公王也。

(『逸文上宮記』「一云」)

汗斯王が越前三国出身、振媛が近江三尾出身なのに、近江三尾の別業に居た汗斯王が越前三国に居た振媛を納めて妃としたと逆になっているのはなぜか。

9.

遂産天皇。天皇幼年、父王薨。振媛迺歎曰。妾今遠離桑梓。安能得膝養。余帰寧高向。〈高向者。越前国邑名。〉奉養天皇。

(繼体天皇即位前紀)

この『日本書紀』の記述と同様の『逸文上宮記』「一云」の「我独り王子を親族部の無い国に持ち抱いて、唯独り養育（これを比陥斯奉と云う）することは難しい」という布利比弥命の言葉に注目したい。これは近江の三尾で繼体を産んだ後、汗斯王が薨去し、繼体がまだ幼年の時のことである。「一云」によると振媛の出自は三尾氏であり、三尾は正に父祖の地であって、決して「親族部の無い国」などではない。彼女が親族のない三尾で私ひとりで皇子をお育てするのは難しいと嘆いたという所伝は、この点で不可解となる。⁽³⁰⁾『日本書紀』の「遠く桑梓（故郷のこと）を離れて」しまったので、越前国に「帰寧（里帰りすること）」したという表現もおかしい。振媛の出身は近江で父祖の地は近江であるのに。

10.

二十年秋九月丁酉朔己酉。遷都磐余玉穗。〈一本云。七年也。〉

(繼体天皇紀二十年秋九月十三日条)

私見では一本が正しく、繼体七年（五一三年）に大和入りしたと考える。七年としても、大和入りまでになぜ、七年も必要となったのか？ 応神天皇五世の孫ならば、それほど長い年月が必要ではなかったのではないか。

■. この三尾氏について一つ不思議なのは、繼体と親しい間柄にあったにもかかわらず、繼体の即位後も中央政界で活躍した形跡の乏しいことである。南山背地方や摂津地方など、繼体ゆかりの土地には進出したようだが、その後の史料にはほとんど顔を出さないし、繼体の長男であるにもかかわらず三尾氏を母方にもつ大郎子皇子は即位していない。⁽³¹⁾基本的には、この氏は近江の地方豪族としての性格を変えることはなかったようである。繼体の外戚なのになぜか。

六 その他の通説疑問点に対する答え

新説の立場から、その他の疑問点を見てみよう。

3. 凡牟都和希王は誉津別命（ホムツワケ）のことであり、誉津別命は大王ではないので、凡牟都和希大王となっていないのは当然である。

4. 繼体天皇は垂仁天皇の九世の孫であり、足仲彦天皇五世の孫の倭彦王が継体天皇よりも先に迎えられたとしても不思議ではない。
5. 応神天皇五世の孫というのが虚偽であり、その虚偽を隠す一環として系譜を表したくなかったというのがその理由であろう。
6. 新説によれば、振媛が応神天皇四世の孫であり、振媛の系譜に越前の三国命が見えることになるので、矛盾は無い。意富富等（オオホド＝大ホド、兄）という名が継体天皇の諱男大迹（ヲホド＝小ホド、弟）と兄弟として対応するのは、振媛が意富富等（大ホド）を父親とする三国命の子である。その振媛に越前三国で育てられた継体は、三国命の後を継いでいたので、小ホドと称されていたのではないか。
7. 新説によれば、継体天皇の父系は近江の三尾氏であって近江は父祖の地であり、『古事記』が近江出身としても不思議ではない。
8. 新説によれば、汗斯王が近江三尾出身、振媛が越前三国出身なので、近江三尾の別業に居た汗斯王が越前三国に居た振媛を納めて妃としたことになり、不自然さは無くなる。また、汗斯王が三尾の別業に居たというのは、宮処に本宅があつて地方の根拠地が三尾に在ったということだろう。
9. 当時、越前出身の振媛が居たのは、夫である汗斯王の父祖の地、近江三尾であり、「親族部无き国」と考えられる。そこから父祖の地、越前に里帰りした。よつて、『日本書紀』の「遠く桑梓を離れて」しまつた（近江三尾に居た）ので越前国に「帰寧」したという記述もおかしくない。
- 継体天皇の代から遙かに遠い垂仁天皇九世の孫である継体天皇が大和入りに年月を要しても不思議では無い。地ならしが必要だった。王位を篡奪して大和入りしたというイメージが付くのを避けたのだろう。
- 三尾氏は継体の内戚で、三尾氏の出の継体が王統を継いだからである。継体王統の権威確立のため、継体の王統（三尾氏の王統）とその他の三尾氏は差別化が図られた。

おわりに

新説に従うと通説の疑問点をすべて解消することができた。新説では、垂仁天皇が継体天皇の始祖で、誉津別命は継体天皇の祖の一人となる。その誉津別命だが、『記紀』の物語では、聖誕、神秘な養育、籠りの期の啞、白鳥を得ての再生、また肥河の蛇体の神女との結婚というように、誉津別命の誕生から再生までの展開は神秘な始祖伝承の面影を残している。『記紀』は誉津別命の子孫を明示していない。また、即位もしていない皇子のかかる伝承がなぜ、伝えられたのか。吉井巖氏によると、『記紀』により二六代の継

体天皇が一五代応神天皇の血統に結ばれる前に、ホムツワケは継体皇統の始祖として存在し、その始祖伝承の残像が『記紀』の物語だったとされる。私は、誉津別命を始祖とする伝承が存在したのは、真実、誉津別命が継体天皇の父方の祖、すなわち継体王統の祖として存在したからだと考える。そして、応神天皇には一定の始祖性が存在した上、事実、継体天皇の母方の始祖だったので、天武天皇は、『古事記』によって、垂仁天皇に替えて応神天皇を継体天皇の始祖に位置付けたのだと考える。

-
- (1) 黒弘道「律令時代における計世法」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年所収)は、計世法に「本人より計え起す場合」と「子より計える場合」の二通りがあったことを指摘する。「応神五世孫」などの言い方は後者であり、本稿では「～世（の）孫」の表現では後者を、世代を数える場合は前者をとる。
- (2) 直木孝次郎「継体朝の動乱と神武伝説」『日本古代国家の構造』青木書店、一九五八年
- (3) 岡田精司「継体天皇の出自とその背景」『日本史研究』一二八、一九七二年
- (4) 黒弘道「継体天皇の系譜について」『学習院史学（5）』学習院大学史学会、一九六八年
- (5) 黒弘道前掲論文 12 頁
- (6) 横田健一「記紀の史料性」『歴史教育』七ノ五、一九五九年五月。のち『日本書紀成立論序説』塙書房、一九八四年に収録
- (7) 黒弘道前掲論文 12 頁
- (8) 吉井巖「ホムツワケ王」(『萬葉』第七四号、一九七〇年一〇月) 同『天皇の系譜と神話二』塙書房、一九七六年所収。永井紀代子「蘇我氏と息長氏の修史事——积日本紀所引上宮系譜の〃凡牟都和希王〃をめぐって——」『日本史論叢』四、一九七四年一二月
- (9) 大山誠一「『上宮記』の成立」同編『聖徳太子の真実』平凡社、二〇一四年二月。山尾幸久『古代の近江』サンライズ出版、二〇一六年四月 四一～四二頁
- (10) 西條勉「『逸文上宮記』の「一云」とヤマトタケル大王系譜」『萬葉』第一四七号 萬葉学会、一九九三年 二八頁
- (11) 黒弘道前掲論文 3 頁
- (12) 水谷千秋『謎の大王 継体天皇』文藝春秋〈文春新書〉二〇〇一年 七一頁
- (13) 米沢康「三尾氏に関する一考察」「北陸古代の政治と社会」法政大学出版局、一九八九年
- (14) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』岩波書店、一九八三年

- (15)水谷千秋「三尾氏の系譜と伝承」『竜谷史壇』九七、一九九一年。のち『繼体天皇と古代の王権』和泉書院、一九九九年に収録
- (16)網野善彦・門脇禎二・森浩一編『繼体大王と尾張の目子媛 新王朝を支えた濃尾の豪族たち』小学館 一九九四年 八五～八六頁
- (17)網野善彦・門脇禎二・森浩一編前掲書 八六頁
- (18)水谷千秋前掲書 六八頁
- (19)志水正司「凡牟都和希の訓み方」『史学』第三十九卷第二号 三田史学会 一九六六年
- (20)吉井巖前掲論文前掲書二三〇頁
- (21)西條勉前掲論文前掲書三一頁
- (22)塚口義信「『釈日本紀』所載「上宮記一云」について」『堺女子短期大学紀要』第一八号 一九八二年十一月
- (23)奥田尚「記紀の五世紀以前部分の史料的性格（二）」『追手門学院大学文学部紀要第4号』一九九〇年 三二～三三頁
- (24)奥田尚前掲論文 三三頁
- (25)吉井巖前掲論文前掲書二三〇頁
- (26)水谷千秋前掲書 九三頁
- (27)西條勉前掲論文前掲書三二頁
- (28)黛弘道前掲論文 12頁
- (29)塚口義信『ヤマト王権の謎をとく』学生社 一九九三年 一七四～一七五頁
- (30)水谷千秋前掲書 七三頁
- (31)水谷千秋前掲書 一〇八頁
- (32)太田亮『姓氏家系大辞典』角川書店 一九六三年
- (33)吉井巖「誉津別命」『世界大百科事典』平凡社